令和７年度

安全振興会のご案内

保護者の皆様へ

お子様におかれましては、気持ちも新たにそれぞれの学年を迎えられたことと思います。これからの学校生活が、より一層実り豊かなものになることを心からお祈りいたします。

さて、この学校時代に、不運にも学校事故による災害のため、描いていた夢が砕かれるケースが少なくありません。その精神的苦痛はいうまでもありませんが、加えて経済的負担の重さも計り知れないものがあります。残念なことですが、このような事故はなかなかなくなりません。

授業中、部活動中、あるいは通学時など「学校管理下」の事故による災害の共済制度としては、国の法律に基づく独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「スポーツ振興センター」という。）があり、見舞金などの給付を行っていますが、その額は必ずしも十分とはいえません。

安全振興会は、スポーツ振興センターの給付金の不足を補うことで、保護者の皆様のご負担を少しでも軽減することを願って、昭和 61 年に発足しました。その後、事業の一層の充実を図りながら今日に至り、平成 25 年４月１日からは、文部科学省所管の制度共済であるＰＴＡ・青少年教育団体共済となり一般財団法人として活動しています。

本会へ入会できる方は、スポーツ振興センターに加入しておられます岐阜県内の高等学校（併設小・中学校を含む。）、特別支援学校に在籍するお子様の保護者の皆様です。本会の趣旨を十分にご理解いただき、加入していただきますようご案内申し上げます。

一般財団法人 岐阜県高等学校安全振興会
〒500-8889　岐阜市大縄場３－１　岐阜高等学校内
TEL 058（201）1200　FAX 058（253）0146

安全振興会のあらまし

安全振興会の仕事

大きく分けて次の二つの仕事をしています。

(1) 生徒の災害に対する共済金等の給付

(2) 安全教育の普及充実及び実践活動等への助成

加入の手続き

各学校にて行います。

年度初めまでに共済加入申込書を学校に提出し、下記の掛金額を納入しますと、入学時にさかのぼって給付します。

掛　金　額

（生徒一人あたり年額　単位：円）

掛　金　額		
校　種	課　程	金　額
高等学校	全日制	７２０
	定通制	３９０
特別支援学校	全日制	７２０

※高等学校には併設小・中学校を含む。

年度初めに学校を通して、納入していただきます。

給付の制限

スポーツ振興センターの給付制限と同じです。

生徒本人の故意又は重大な過失による災害、被害者が給付事由と同一事由で第三者から損害賠償を受けたときなどは、給付の一部又は全部を行いません。

給付の請求

災害が発生しますと、学校はスポーツ振興センターへ災害共済給付請求の手続きを行います。同センターから給付の通知を受けますと、その内容により該当する（裏面参照）生徒について、さらに安全振興会へ共済金を請求します。（共済金請求の際、保護者等様には所定の書類の提出を該当校にお願いします。）その後、安全振興会は給付額を決定し、給付金を保護者等様の指定の口座に送金します。

共済金の給付状況

過去3年間の共済金の給付状況です。（ただし、R6年度は令和6年11月30日現在です。）

年度	傷病共済金	障がい共済金	死亡共済金	義歯共済金	香料	合計
R 4	862 件 12,209,531 円	1 件 630,000 円	1 件 4,250,000 円	4 件 240,000 円	8 件 480,000 円	876 件 17,809,531 円
R 5	879 件 13,099,263 円	2 件 560,000 円	0 件 0 円	4 件 210,000 円	7 件 420,000 円	892 件 14,289,263 円
R 6	487 件 7,440,071 円	3 件 1,447,500 円	0 件 0 円	2 件 120,000 円	1 件 60,000 円	493 件 9,067,571 円

学校管理下とは（用語の解説）

共済金の給付対象となる学校管理下とは、スポーツ振興センター法施行令の規程に準じます。

(1) 学校が編成した教育課程に基づく授業を受けているとき。

(2) 学校の教育計画に基づいて行われる課外指導を受けているとき。

(3) 休憩時間中に学校にいるとき、その他、校長の指示又は承認に基づいて学校にいるとき。

(4) 通常の経路及び方法により通学するとき。

(5) 学校外で授業が行われるとき、その場所、集合・解散場所と住居との間の合理的な経路方法による往復中のとき。

共済金の種類と給付額

スポーツ振興センターが災害共済給付を行った場合に限り給付の対象となります。（香料を除く）

種類	給付の対象	給付額
傷病共済金	学校管理下の負傷又は疾病について、食事療養費を除くスポーツ振興センターへの請求額（医療費の総額）が７万５千円以上の場合	医療費の総額の 8% ただし、同一月における同一傷病にかかる医療費の総額 60 万円（給付金４万８千円）を上限
障がい共済金	学校管理下の負傷又は疾病により、障がいの状態になった場合	別表１ 通学時、通学に準ずる場合は 50%
死亡共済金	学校管理下において死亡し、スポーツ振興センターが認定した場合	別表２
義歯共済金	学校管理下の事故による負傷について、スポーツ振興センターから傷病共済金の給付を受け、歯の欠損補綴を受けた場合	自費診療費が５万円以上 10 万円未満の場合３万円、自費診療費が 10 万円以上の場合６万円
香科	学校管理下、管理下以外を問わず死亡した場合	６万円

別表1　障がい共済金

区分	スポーツ振興センター（H31.4.1以降）	岐阜県高等学校安全振興会	区分	スポーツ振興センター（H31.4.1以降）	岐阜県高等学校安全振興会
	千円	千円		千円	千円
第１級	40,000	11,450	第８級	7,400	2,100
第２級	36,000	10,200	第９級	5,900	1,650
第３級	31,400	8,900	第10級	4,300	1,200
第４級	21,800	6,200	第11級	3,100	900
第５級	18,200	5,200	第12級	2,250	630
第６級	15,100	4,300	第13級	1,500	425
第７級	12,700	3,600	第14級	880	245

※通学時、通学に準ずる場合は2分の1とする。

別表2　死亡共済金

区分	スポーツ振興センター（H31.4.1以降）	岐阜県高等学校安全振興会
学校の管理下	30,000 千円	8,500 千円
通学時及び突然死	15,000 千円	4,250 千円